



政府統計

平成 25 年度 特定非営利活動法人に関する実態調査

報告書

平成 25 年 12 月

内閣府

<本書において使用している省略語>

- 認定法人・・・・・・・・認定特定非営利活動法人
- 仮認定法人・・・・・・・・仮認定特定非営利活動法人
- 認定制度・・・・・・・・認定特定非営利活動法人制度
- 仮認定制度・・・・・・・・仮認定特定非営利活動法人制度
- 所轄庁・・・・・・・・特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）

<文中、図表上の記載について>

- ・第2章における「前事業年度」とは、調査時点を含む事業年度のひとつ前の事業年度を指す。ただし、設立後最初の事業年度末が到来していない場合は、今事業年度の期間を指す。
- ・「n」＝「有効回答数」、「MA」＝「複数回答」を示す。
- ・地域区分は、以下のとおり。

地域区分	都道府県
北海道	北海道
東北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
中部	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄